

**認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)**

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日	
1 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間(注意事項参照)において5分の1以上であること。			チェック欄	
		<b>実績判定期間</b>		
<b>経常収入金額 (㊸の金額)</b> .....		①	円	
総収入金額		㊸	円	
控除金額	国の補助金等の金額 (㊹欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㊹	円	
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊺	円	
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊻	円	
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㊼	円	
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額 (付表1 (相対値基準・原則用) ①欄の「( )」)	㊽	円	
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額 (付表1 (相対値基準・原則用) ①欄)	㊾	円	
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額 (付表1 (相対値基準・原則用) ②欄)	㊿	円	
	休眠預金等交付金関係助成金 (付表1 (相対値基準・原則用) ①欄)	㊿	円	
差引金額 (㊸-㊹-㊺-㊻-㊼-㊽-㊾-㊿)	㊿	円	⇒①	
<b>寄附金等収入金額 (㊿の金額)</b> .....		②	円	
受入寄附金総額 (付表1 (相対値基準・原則用) ④欄)		㊿	円	
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額 (付表1 (相対値基準・原則用) ①欄)	㊿	円	
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額 (付表1 (相対値基準・原則用) ①欄)	㊿	円	
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額 (付表1 (相対値基準・原則用) ②欄)	㊿	円	
	休眠預金等交付金関係助成金 (付表1 (相対値基準・原則用) ①欄)	㊿	円	
差引金額 (㊿-㊿-㊿-㊿-㊿)	㊿	円		
会費収入 (㊿欄と付表2 (相対値基準用) ④欄のうちいずれか少ない金額)		㊿	円	
国の補助金等の金額 (㊿欄の金額を限度とする。)		㊿	円	
合計金額 (㊿+㊿+㊿)		㊿	円	⇒②
<b>基準となる割合 (②÷①)</b> .....		③	%	

(注意事項)

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。  
したがって、例えば、3月決算法人が平成29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日(認定を受けたことのない法人の場合は平成27年4月1日から平成29年3月31日)となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください(第2表以下についても同様です。)

「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・原則用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「総収入金額㉑」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額㉒」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下「国等」といいます。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額㉒」欄に金額の記載がある場合は記入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㉓」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㉔」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㉕」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㉖」～「休眠預金等交付金関係助成金㉗」、及び「受入寄附金総額㉘」～「休眠預金等交付金関係助成金㉙」の各欄	「第1表付表1（相対値基準・原則用）」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入㉚」欄	「差引金額㉛」欄と「第1表付表2（相対値基準用）㉜」欄のうちいずれか少ない金額を記載します。	
「国の補助金等の金額㉒」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㉛」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。

**認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用)**

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
実績判定期間（注意事項参照）における下欄③の㊦欄の金額に占める㊧欄の金額の割合（㊨欄）が、 5分の1以上であること			チェック欄
<b>小規模法人の判定</b>			
1	実績判定期間の総収入金額 <input style="width:100px;" type="text"/> 円 実績判定期間の月数 <input style="width:100px;" type="text"/> 月	×12 =	㊦ <input style="width:100px;" type="text"/> 円
	㊦が800万円未満である	はい	2 へ
		いいえ	小規模法人の例計算・・・適用不可
2	実績判定期間において受け入れた寄附金の合計額が3千円以上の寄附者（役員、社員を除く。） の数が50人以上である	はい	小規模法人の特例計算・・・適用可 3 へ
		いいえ	小規模法人の特例計算・・・適用不可
3	<b>小規模法人の特例計算を適用する場合</b>		
総収入金額		㊦	円
控除金額	国の補助金等の額（㊧欄に金額の記載がある場合は、記入不可）	㊩	円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊪	円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊫	円
	資産の売却収入で臨時的ものの金額	㊬	円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち準限度超過額に相当する金額（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊭欄の「( )」）	㊮	円
	休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊯欄）	㊰	円
<b>差引金額 (㊦-㊩-㊪-㊫-㊬-㊮-㊰)</b>		㊱	円
受入寄附金総額（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊲欄）		㊳	円
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊴欄）	㊵	円
	休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・小規模法人用）㊯欄）	㊶	円
差引金額 (㊳-㊵-㊶)		㊷	円
会費収入（㊸欄と付表2（相対値基準）㊹欄のうちいずれか少ない金額）		㊺	円
国の補助金等の金額（㊻欄の金額を限度とする）		㊼	円
<b>合計金額 (㊷+㊺+㊼)</b>		㊽	円
<b>基準となる割合 (㊽ ÷ ㊱)</b>		㊾	%

(注意事項)

- 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。したがって、例えば、3月決算法人が平成29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日（認定を受けたことのない法人の場合は平成27年4月1日から平成29年3月31日）となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「O」を記載してください（第2表以下についても同様です。）。

「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・小規模法人用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間の月数の総数を記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。
「総収入金額㉗」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額㉘」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関（以下「国等」といいます。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額㉙」欄に金額の記載がある場合は記入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㉚」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㉛」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㉜」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㉝」、「休眠預金等交付金関係助成金㉞」、「受入寄附金総額㉟」、「一者当たり基準限度超過額の合計㊱」、「休眠預金等交付金関係助成金㊲」の各欄	「第1表付表1（相対値基準・小規模法人用）」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入㊳」欄	「差引金額㊴」欄と「第1表付表2（相対値基準用）㊵」欄のうちいずれか少ないほうの金額を記載します。	
「国の補助金等の金額㊶」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㊴」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1 (相対値基準・原則用)

法人名		実績判定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	--	--------	---------------

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	Ⓐ	円
休 眠 預 金 等 交 付 金 関 係 助 成 金	Ⓑ	円
基準限度額 (受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10%相当額 ((Ⓐ-Ⓑ) × 10%))	Ⓒ	円
基準限度額 (受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の50%相当額 ((Ⓐ-Ⓑ) × 50%))	Ⓓ	円

2 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかでない寄附金

Ⓐのうち寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかでない寄附金の額	Ⓔ	円
---	---	---

3 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかな寄附金

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と㉑ (特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人については㉒) 欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額 (①-②)
		(            ) 円	(            ) 円	(            ) 円
		(            ) 円	(            ) 円	(            ) 円
		(            ) 円	(            ) 円	(            ) 円
		(            ) 円	(            ) 円	(            ) 円
		(            ) 円	(            ) 円	(            ) 円
		(            ) 円	(            ) 円	(            ) 円
		(            ) 円	(            ) 円	(            ) 円
		(            ) 円	(            ) 円	(            ) 円
役員等からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額	Ⓕ	(            ) 円	(            ) 円	(            ) 円
Ⓔ欄以外の同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	Ⓖ	円	円
	Ⓖ欄以外の者	Ⓖ	(            ) 円	(            ) 円
同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額	Ⓖ	(            ) 円	/	/
休眠預金等交付金関係助成金	Ⓖ	(            ) 円	/	/
合 計 (Ⓕ+Ⓖ+Ⓖ+Ⓖ+Ⓖ)	Ⓖ	(            ) 円	/	(            ) 円

(注意事項)

①～③の各欄の「( )」には、遺贈 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。) により受け入れた寄附金の額を記載してください。

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準・原則用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額④」欄	<p>活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金（対価性のないものに限り）の合計を記載します。</p> <p>なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。</p> <p>④欄の金額は、⑤欄の金額と⑥欄の金額を合算した金額になります（④＝⑤＋⑥）。</p>	<p>受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。</p>
「休眠預金等交付金関係助成金⑦及び⑧」欄	<p>指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。</p>	
「役員の氏名」欄	<p>「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金の合計額が20万円以上のものについて各人別に記載します。</p> <p>役員からの寄附金の合計額の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員からの寄附金に含めて記載する必要があります。</p> <p>なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑨」欄に記載します。</p> <p>また、すべての寄附者（役員であって、寄附金の合計額が20万円以上のものに限り）について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（次葉）」を利用してください。</p>	<p>左欄の「特殊の関係」は、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「役職」欄	<p>役員の役職（代表理事、常務理事等）を記載します。</p>	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑩」欄	<p>特定公益増進法人（法人令77）、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p>	<p>⑩欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「⑩欄以外の者⑪」欄	<p>上記⑩欄記載以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p>	<p>⑪欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額⑫」欄	<p>同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額を記載します。</p>	

**受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1 (相対値基準・小規模法人用)**

法人名		実績判定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	--	--------	---------------

**1 基準限度額の計算**

受 入 寄 附 金 総 額	㉑	円
休 眠 預 金 等 交 付 金 関 係 助 成 金	㉒	円
基準限度額 (受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10%相当額 ((㉑-㉒) × 10%))	㉓	円
基準限度額 (受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の50%相当額 ((㉑-㉒) × 50%))	㉔	円

**2 受入寄附金総額の内訳**

役員の氏名	役職	①		②		③	
		寄附金額		①欄と㉓ (特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人にあっては㉔) 欄のいずれか少ない金額		①のうち基準限度超過額 (①-②)	
		( )	円	( )	円	( )	円
		( )	円	( )	円	( )	円
		( )	円	( )	円	( )	円
		( )	円	( )	円	( )	円
		( )	円	( )	円	( )	円
		( )	円	( )	円	( )	円
		( )	円	( )	円	( )	円
		( )	円	( )	円	( )	円
		( )	円	( )	円	( )	円
		( )	円	( )	円	( )	円
		( )	円	( )	円	( )	円
		( )	円	( )	円	( )	円
		( )	円	( )	円	( )	円
役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額		㉕	( ) 円	( )	( ) 円	( )	( ) 円
㉕欄以外の同一の者からの寄附金の額の合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	㉖	( ) 円	( )	( ) 円	( )	( ) 円
	㉕欄以外の者	㉗	( ) 円	( )	( ) 円	( )	( ) 円
休眠預金等交付金関係助成金		㉘	( ) 円	/		/	
合 計 (㉕+㉖+㉗+㉘)		㉙	( ) 円	/		/	

(注意事項)  
 ①~③の各欄の「( )」には、遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。)により受け入れた寄附金の額を記載してください。

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準・小規模法人用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額④」欄	<p>活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金(対価性のないものに限ります。)の合計を記載します。</p> <p>なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。</p> <p>④欄の金額は、①欄の金額に等しくなります(④=①)。</p>	<p>受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。</p>
「休眠預金等交付金関係助成金⑤及び⑥」欄	<p>指定活用団体や資金分配団体等から、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、当該金額を記載します。</p>	
「役員の氏名」欄	<p>「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金で、その金額が20万円以上のものについて各人別に記載します。</p> <p>(注) 小規模法人における役員からの寄附金の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるとき、これらの者は同一の者とみなして、当該役員からの寄附金に含めて記載する必要はありません。</p> <p>なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑦」欄に記載します。</p> <p>また、すべての寄附者について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1 (次葉)」を利用してください。</p>	<p>左欄の(注)書き「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「役職」欄	<p>役員の役職(代表理事、常務理事等)を記載します。</p>	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑧」欄	<p>特定公益増進法人(法人令77)、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の合計額を記載します。</p>	<p>⑧欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①-②=③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「⑧欄以外の者⑨」欄	<p>上記⑧欄記載の以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の合計額を記載します。</p>	<p>⑨欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①-②=③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>



社員から受け入れた会費の明細表

第1表付表2 (相対値基準用)

法人名		実績判定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	--	--------	---------------

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

基 準		基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判 定
イ	社員の会費の額が合理的な基準により定められている		はい・いいえ
ロ	社員（役員等を除く。）の数が20人以上である		はい・いいえ

※ イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額	.....	①	
共益的活動の割合（第2表③欄）	.....	②	
①から控除する金額（①×②）	.....	③	
差引金額（①－③）	.....	④	

↓

第1表（相対値基準・原則用）④欄又は、  
第1表（相対値基準・小規模法人用）②欄へ

「社員から受け入れた会費の明細表」第1表付表2（相対値基準用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「基準ロ」欄		<p>「役員等」とは、役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>なお、上記の特殊の関係とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等」欄	<p>① イ欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に社員の会費の額については、一律〇円と規定」のように、基準を満たしている旨を証する書類の名称と合理的な基準により定められている旨を記載します。</p> <p>② ロ欄には、例えば、「社員名簿に〇名登載」のように記載します。</p>	
「社員の会費の額の合計額①」欄	<p>活動計算書の収益の部に計上されている社員の会費の額を記載します。</p>	<p>活動計算書の会費収入に期末の未収会費額を計上している場合には、当該欄に未収会費額は算入できませんので、未収計上した会費の額は会費収入から控除する必要があります。</p>

**認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)**

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上である寄附者の数 (※) の合計数が年平均 100 人以上であること			チェック欄
【留意事項】 1 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。 2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。 3 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。			

実績判定期間内の各事業年度		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕
	自	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	至	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 3,000 円以上の寄附者の数 (※) が 100 人以上である		はい いいえ				

【チェック欄】

- 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数 (※) が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年 3,000 円以上の寄附者の数 (※)	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計	
	人	人	人	人	人	A	人
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	月

実績判定期間の年 3,000 円以上の寄附者数 (※)	A	人	× 12			
実績判定期間の月数	B	月	=		人	≥ 100 人

(注意事項)

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前 5 年 (認定を受けたことのない法人の場合は 2 年) 内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。したがって、例えば、3 月決算法人が平成 29 年 6 月に申請書を提出する場合、実績判定期間は平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日 (認定を受けたことのない法人の場合は平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日) となります。
  - ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください (第 2 表以下についても同様です)。
  - ・ なお、認定審査の過程において、年 3,000 円以上の寄附者の数 (※) の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いいたします。
- ※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

**「認定基準等チェック表」(第1表 絶対値基準用) 記載要領**

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
<p>「実績判定期間内の各事業年度」欄</p>	<p>実績判定期間内の各事業年度を、「㉑」から「㉓」の各欄に記載します。</p> <p>また、各事業年度において、寄附金額の合計額が年3,000円以上の寄附者の数(※)が100人以上である場合は下欄の「はい」、100人未満である場合は「いいえ」に○をします。</p> <p>なお、寄附金額の合計額が年3,000円以上の寄附者の数(※)が100人以上であるかどうかの判定に当たっては、チェック欄の事項にご注意ください(確認後は、□に✓を記入してください)。</p> <p>実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「年3,000円以上(※)の寄附者の数」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。</p>	<p>寄附者の数の算出に当たっては、次の点に注意してください。</p> <p>イ 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。</p> <p>ロ 寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人とします。</p> <p>ハ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方は寄附者の数に含めません。</p>
<p>「年3,000円以上の寄附者の数」欄</p>	<p>実績判定期間内の各事業年度における、寄附金額の合計額が3,000円以上の寄附者の数(※)を、「㉑」から「㉓」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。</p>	
<p>「実績判定期間の月数」欄</p>	<p>実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。</p>	<p>月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。</p>

※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

**認定基準等チェック表 （第1表 条例個別指定法人用）**

法人名		チェック欄							
都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること									
<p><b>【留意事項】</b></p> <p>1 条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する場合に限りです。</p> <p>2 申請日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。</p>									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <tr> <td style="width:50%; padding: 5px;">条例を制定した都道府県又は市区町村</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">条 例 指 定 年 月 日</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%; padding: 5px;">条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある</td> <td style="width:20%; padding: 5px;">はい・いいえ</td> <td style="width:50%; padding: 5px;">事務所所在地</td> </tr> </table> <p>※ 法人の所轄庁以外の都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けた旨の条例の写し（公報の写し）を添付してください。</p>			条例を制定した都道府県又は市区町村		条 例 指 定 年 月 日	年 月 日	条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある	はい・いいえ	事務所所在地
条例を制定した都道府県又は市区町村									
条 例 指 定 年 月 日	年 月 日								
条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある	はい・いいえ	事務所所在地							

**【記載要領】**

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「条例を制定した都道府県又は市区町村」欄	条例を制定した都道府県又は市区町村の名称を記載します。	
「条例指定年月日」欄	条例指定を受けた年月日を記載します。	申請書を提出する日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。
「条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある」欄	該当する方に○をします。	「いいえ」の場合は、他のパブリック・サポート・テスト基準（相対値基準又は絶対値基準）を満たす必要があります。
「事務所所在地」欄	条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内にある事務所の所在地を記載します。	